

記載例

低所得世帯支援臨時給付金(住民税非課税世帯分)申請書(請求書)

支給市区町村(※基準日時点の市区町村)

会津若松市長 あて

市区町村
受付印

2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日	住民税均等割課税状況 令和5年度
アイツ タロウ 会津 太郎	大正・昭和 平成・令和 〇〇年1月1日	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
現住所	電話番号	
会津若松市東栄町3番46号	0242-00-0000	

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年6月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○未申告の方、または、「現住所」と「令和5年1月1日時点の住所」が異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書を添付して下さい。(該当する方全員の分)
○住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

	(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日	住民税均等割課税状況
1	(申請者)	本人		未申告の方は、申告後に「令和5年度住民税非課税証明書」を添付の上、申請してください。
2	アイツ ハナコ 会津 花子	妻	大正・昭和 平成・令和 △△年2月2日	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input checked="" type="checkbox"/> 未申告
3	アイツ コタロウ 会津 小太郎	子	大正・昭和 平成・令和 ◇◇年3月3日	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告
4			大正・昭和 平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告

現住所と以下の日付の住所が異なる場合は、それぞれの時点の住所記載

【令和5年1月1日時点の住所】

上表1
の方上表2
の方上表3
の方上表4
の方

令和5年1月2日以降に会津若松市に転入された方は、
令和5年1月1日時点でお住まいの自治体で発行する
「令和5年度住民税非課税証明書」を添付の上、申請してください。

福島市〇〇町△番△号 〇〇アパート101号室

裏面も必ずご確認ください

3. 振込口座 (原則、1. の申請・請求者の口座とします。)※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名					支店名			分類					
○ ○					会 津			普通					
金融機関番号					1	2	3	4	店番号	1	2	3	当座
口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。					口座番号(右詰めでお書きください。)								
アイズ タロウ					1	2	3	4	5	6	7		

どちらか片方に記入してください

ゆうちょ銀行(郵便局)					号							
ゆうちょ銀行(郵便局)の場合は、貯金通帳の見開き左上 またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。					(6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい) ※							
口座名義(カナ)					通帳番号 ※右詰めでご記入下さい							
アイズ タロウ					1	2	3	4	5	6	7	1

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、コールセンター(電話0570-012-320)にお問い合わせください。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(✓)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 低所得世帯支援臨時給付金(住民税非課税世帯分)(以下「給付金(住民税非課税世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当しません。
※ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給対象となるためには、以下の要件を満たすことが必要です。
ア 世帯の全員が、令和5年度住民税非課税である。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に低所得世帯支援臨時給付金の支給を受けた世帯ではありません。
- ④ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金(非課税世帯分)の請求書として取り扱います。
- ⑦ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年9月30日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(非課税世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金(非課税世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(非課税世帯分)を返還します。

提出書類

『申請・請求者本人確認書類の写し』

※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し』

※ 通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税非課税証明書の写し』

※ 未申告の方、または、現住所と【令和5年1月1日時点の住所】と異なる方全員分

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 5 年 7 月 〇 日

申請者氏名

会 津 太 郎